

障害者自動車操作訓練助成事業

○ 内容

各種障害者手帳をお持ちの方が就労等社会参加の促進のため自動車運転免許を取得する場合、免許取得費用の3分の2以内、10万円限度で助成します。

ただし、世帯全員の住民税が非課税である場合にのみ対象となります。

○ 事務の流れ

- ① 教習所で免許取得が修了したら、お金を払った領収書および障害者手帳を持参し 坂井市役所 社会福祉課 に申請する(免許取得から 60 日以内に申請がない場合は無効とする)。
- ② 提出書類を元に審査し、申請者あてに助成決定通知書(却下通知書)が郵送される。
- ③ 助成金請求書を 社会福祉課 に提出する。
- ④ 請求書の受理日から 30 日以内に社会福祉課から申請者の口座に振り込みを行う。

〈申請窓口・問合せ先〉
坂井市役所 社会福祉課 Tel50-3041